感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（五類感染症） **第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　咽頭結膜熱 四～六　（略） 七　急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、オウム病及びレジオネラ症並びに第二号から第四号まで、第十一号、第十六号、第三十一号、第三十四号及び第三十五号に該当するものを除く。以下同じ。） 八～十三　（略） 十四　細菌性髄膜炎（第十七号から第十九号までに該当するものを除く。以下同じ。） 十五～二十四　（略） 二十五　伝染性紅斑 二十六～三十九　（略） 四十　流行性耳下腺炎 四十一　（略） （特定感染症予防指針を作成する感染症） **第二条**　法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。 一　RSウイルス感染症 二　咽頭結膜熱 三　インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） 四　（略） 五　A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 六　（略） 七　オウム病 八　急性呼吸器感染症 九　クラミジア肺炎（オウム病を除く。） 十～十二　（略） 十三　新型コロナウイルス感染症 十四～二十二　（略） 二十三　百日咳 二十四・二十五　（略） 二十六　ヘルパンギーナ 二十七　マイコプラズマ肺炎 二十八～三十二　（略） 三十三　レジオネラ症 （指定届出機関の指定の基準） **第六条**　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項の規定による五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染	（五類感染症） **第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　咽頭結膜熱（いんとうけつまくねつ） 四～六　（略） （新設） 七～十二　（略） 十三　細菌性髄膜炎（第十六号から第十八号までに該当するものを除く。以下同じ。） 十四～二十三　（略） 二十四　伝染性紅斑（はんせい） 二十五～三十八　（略） 三十九　流行性耳下腺炎（せんえん） 四十　（略） （特定感染症予防指針を作成する感染症） **第二条**　法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。 （新設） 一　インフルエンザ 二　（略） （新設） 三　（略） （新設） （新設） 四～六　（略） （新設） 七～十五　（略） （新設） 十六・十七　（略） （新設） （新設） 十八～二十二　（略） （新設） （指定届出機関の指定の基準） **第六条**　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症